

令和4年第3回定例会議

# 教育委員会会議録

令和4年4月4日

羽島郡二町教育委員会

## 令和4年第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和4年4月4日（月曜日）午前10時6分から午前11時16分まで

○場 所 岐南町立北小学校 木のへや

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

【資料1】

○報 告

△日程第3 承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

△日程第4 承認第2号 羽島郡町立小、中学校の心臓検診医の委嘱について

○議 題

△日程第5 議案第11号 岐南町指定有形民俗文化財の指定について

△日程第6 議案第12号 岐南町指定天然記念物「クロガネモチ」の指定解除について

△日程第7 議案第13号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

△日程第8 議案第14号 令和4年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について

△日程第9 議案第15号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱について

△日程第10 議案第16号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱について

△日程第11 議案第17号 羽島郡地域学校協働活動推進員の委嘱について

○協 議 題

△日程第12 (1) 令和4年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について

(2) 令和4年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

(3) 夏季休業日における「学校閉校日」について

(4) 令和4年度秋季休業日・冬季休業日について

(5) 令和4年度地域学校協働活動推進員について

(6) 次回（令和4年第4回）教育委員会定例会の開催について令和3年教育委員会事業報告について

(7) その他

○「羽島郡二町の教育」について

○出席者 教育長 野原弘康  
教育委員（教育長職務代理者） 西 雅代  
教育委員 岩井弘榮  
教育委員 久納万里子  
教育委員 羽田野正史

○説明のために出席した者

総務課長 石川 恵  
学校教育課長 五藤政志  
社会教育課長 堀内潤一

1 本日の書記

総務課長 石川 恵

---

【午前10時6分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 只今より令和4年第3回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。  
異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 では、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。

令和4年第2回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和4年3月2日（水）午前9時59分から岐南町役場 4階 会議室4-1で開催されました。その会議の概要をご報告します。議題としまして、

議案第4号 令和4年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

総務課長が、議案書に基づき、羽島郡二町教育長職務代理者の任期満了に伴う新たな職務代理者の指名についてお諮りしました。協議の結果、令和4年度の教育長職務代理者は岐南町の教育委員である西委員さんという委員の皆様の意見により、西委員さんをお願いすることを決定させていただきました。

議案第5号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約について

総務課長が議案書に基づき、現在実施している事業内容と例規の文言の整合性を図

るため、当該第6条及び第12条の内容の整理及び文言の修正を行うこと、岐南町、笠松町両町の議会の議決を求め、各町より告示していただくことを説明し、承認をいただきました。

議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

総務課長が議案書に基づき、オリンピック・パラリンピックの特別措置法で、令和3年のスポーツの日が7月23日となっていたものを、令和4年以降は通常の10月の第2月曜日に戻ることに伴い、学期については従前に戻し、併せて休業日の運用について見直しを行い、秋季・冬季休業日について、一部改正をすることを説明し、承認をいただきました。

議案第7号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係規則の整備について

総務課長が議案書に基づき、幹事町（岐南町）において行政手続きにおける押印等の見直しを実施することに伴い、5規則について、一括して改正する整備規則を制定し、内容として、それぞれ該当する様式の押印欄、署名欄をなくすものであることを説明し、承認をいただきました。

議案第8号 羽島郡二町教育委員会規則における申請書等の押印の取り扱いの特例に関する規則の廃止について

総務課長が議案書に基づき、申請書等の押印の取り扱いの特例を定めています規則について岐南町行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しにより『署名欄』は廃止予定であるため、当該規則を廃止することを説明し、承認をいただきました。

議案第9号 羽島郡二町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

総務課長が議案書に基づき、特別支援学級等で学ぶ障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について援助できるよう要綱を整備することについて、現在、既に支給していることも併せて説明をし、承認をしていただきました。

議案第10号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係要綱の整備について

これにつきましても、押印等の規定がある2つの要綱について、一括して改正する整備要綱を制定し、該当する様式の押印欄を無くすことを説明して、承認をいただきました。

続いて、協議題としまして（1）令和3年教育委員会事業報告についてと（2）令和4年教育委員会事業計画（案）については、総務課長が事業報告及び事業計画（案）について一括で説明し、久納委員から事業報告の第10回定例会の開催場所についてご指摘をいただき、訂正する旨をお伝えしてご承認をいただきました。

当日、該当ページの差し替えもさせていただきました。

（3）令和4年度教職員の服務宣誓式（案）について

学校教育課長が、令和4年4月4日（月）午前9時30分から岐南町立北小学校屋内運動場（体育館）において開催することをご案内しました。

（4）令和4年度年間行事計画（予定）について

学校教育課長が、年間行事計画（予定）について、県の行事、岐阜教育事務所主催の行事の変更があると、それに伴って変更する可能性もあること、現段階で、行事等も

通常通りできることを想定して組み込んであること等説明させていただきました。

(5) 次回(第3回)教育委員会定例会の開催について

総務課長より、4月4日(月)の服務宣誓式に引き続き、岐南町立北小学校「木のへや」にて開催することをご案内しました。

(6) その他としましては、教育委員エッセイ「教育委員徒然日記」の原稿について

岩井委員さんに執筆いただいた、県連HPへのエッセイ投稿「教育委員徒然日記」の原稿について、事務局の方へ送付した報告をし、委員の皆さんにも配布させていただきました。もうしばらくすると掲載されると思います。

また、市町村教育委員会連合会関係令和4年度行事予定を配布させていただき、「事業計画最新案」のなかで、令和4年度の研究総会は11月11日(金)に予定されていること、正式には5月開催の令和4年度の役員会・総会で決定されることをお伝えいたしました。

以上が、令和4年第2回教育委員会定例会議の報告でございます。

◎教育長 はい、では以上の会議録につきましては、なにかご意見等よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 はい。ありがとうございます。

【前回の会議録については承認】

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 よろしくお願ひします。

4月11日に校長会がありますので、そこでもお話ししたいと思っていることです。今年3年目を迎えますが、昨年素描を書かせていただく機会がありまして、どのように書こうかと考え、15くらい思い当たる中でこうした素描を書かせていただきました。自分が今どうしてそう考えるのかという背景は、自分のそれなりの経験が持たせているのだということを思ったのですが、9個ある内容について、岐阜新聞社から「子どもの学ぶ心を育む学校力を説く」というタイトルをいただきまして、そう読んでいただいたのだなあと思いました。これを100冊いただきましたので、お世話になった先生方にも送ったのですが、伏屋敬介先生から嬉しいお言葉をいただきました。『一般町民・県民を対象とした日刊紙を教育長の立場でいかに書けばよいのか、大変ご苦労いただいたところではないかと思ひます。』と書かれていたのです。悩んだ根幹がここでしたので、—— 個人情報に関する記述の為 略 ——  
こういう気持ちをわかってくださる方がいる、そしてそれを言葉にして返してくださるといふことが非常に心強いといふことを思ひました。世の中、やっぱり自分のことをわかってもらえる人がひとりでもいるといふことが、生きる力になるんだといふことを、このお手紙をもらって感じた次第です。やっぱり話を聞き、「気持ちが分かる」といふ安易な言葉は発せられないが、気持ちを察するといふことは大事だと思ひます

し、同じ経験をしたなら同じ気持ちだよということを伝えていくことが、人として大切なことだということを改めて感じました。

校長会などで話をしても、「う～ん？」と思うところも正直若干あります。私もほとんどが中学校経験です。中学校長になるまでは、小学校のこともわかっていなかったのですが、そこから小学校の校長に行った時に、初めは子どもも素直だろうし小学校の先生は楽なのかなという意識が、正直ありました。でも子どもに対しては、小学生の方が言葉が通じない分だけ行為になって出てくるというところがあって、難しいなあということを改めて思いましたし、保護者の対応にしても中学校に比べると若い方があって、人生経験ということも踏まえて難しさがあるなあということを思いました。小学校を2年経験してから、次はエール岐阜へ異動になりましたが、私は教育相談も特別支援もやったことがないのでどうしてそこへ行くのかと思って自身の力を還元することはできなかったのですが、勉強はできました。

総合的に見ていくとそのプロセスの学校の立場や保護者の立場、一般の町民や市民の方々の思い、あるいは市町の行政の、特に福祉系の方々の努力であるとかを、その経験によってわかるようになりました。学校は学校で思いがあって推進していくのは当たり前であるが、学校サイドだけの思いであっては上手くいかないということを思っています。例えば、私が小学校やエールを経験していなかったら、多分中学校の思いだけで突っ走るだろうと思うのですが、その経験があるので、私の中にちょっと待てよと考える部分があります。でも、校長先生方は教育分野でずっとやっていらっしゃるので、学校というサイドでどんどん進めていこうとされる。そこに町民目線や保護者目線を入れながら進めていけるように、校長先生がこうしたいということにもブレーキをかけることがあると思います。当然学校を支えてはいくのですが、そういう思いがあって、素描から感じたことを最初にお話しさせていただいたかったので、この1頁を作りました。

2頁目ですが、先程意志力というか魂という話をしましたが、これも根底にあるもので前にも少しお話をさせていただいたのですが、個性の伸長というか、言葉は悪いですが社会を動かすトゲのようなもの、要はその子ならではの才能を伸ばしていくことも大事だと思いますし、市民・町民としての役割をきちんと果たせる、その中に人間関係づくりや当然学力もあると思います。

大きくふたつを進めていきたいと強く思っています。言葉が正しいかよくわかりません。久納さんは英語の先生ですが、才能開花をどう言うのか。発見というとDiscovery、開花はfloweringと横文字を並べてみましたが、意味合いとしてはそういう才能を発掘したいということです。もうひとつは、Citizenship educationです。それを進めていくうえでどうしてもついていけない子も出てくると思うので、そういう子達を何段階かでのサポートをしていく必要があると思っています。

才能開花については、学校でも特別な授業はあり、地域の方々を呼んで行う授業もあるのですが、地域でもいろいろな行事があって、笠松のミニ笠横丁とか岐南町のお仕事体験とかがありますし、Gサウスという講座もあります。わくわく広場もあります。それから宮崎さんがドローンを本格的にやられるということで、これは本当に将来につながるなあと思っています。社会というのは身近な所で学ぶことがたくさんあるので、子ども達にそういう場に行けるのなら、参加させたいということを思っています。

学校だけではなく、地域で自分の分野を見つけたり伸ばしたりする機会を、教員として逃さないようにしなければならぬと考えています。例えばチラシが学校に来て、経験から言うと配るだけなのです。私は子どもが興味を引くかどうかまで目がいかなかった教員でした。そうではなくて、先生方にはチラシや案内に対して少し言葉を添えていただきたい。こんな楽しみがあるとか将来につながるんじゃないかなとか、帰りの会で少し火をつけるようなひとことを言ってもらおうと社会教育につながっていくことになる。そういうセンスを先生方に少し持っていただきたいと考えています。

それからシチズンシップは教員の本分ですので、先程働き方改革と言いましたが、先生方が努力しなければいけないところなので、精一杯努力をしてほしいと思っています。人間関係づくりで言うと、そこに三つ書きましたが、まず集団活動の位置づけですね。コロナはまだ収まっていきませんが、集団活動を行っていくことその中で様々な関わりや思いのぶつかり合いがあるかもしれないけれど、そういう思いを出させながら方向をひとつにしていけるような営み、教員の価値づけと共に仲間同士の認め合いとかですね。「ありがとう」という言葉はその子にとって嬉しい言葉なんだろうと思いますし、一日が爽やかで温かく終わっていける言葉だろうなあと思っています。そういう言葉がけができるといいと思います。

また、いじめについて見逃さないということで先生方の意識は高いので、早期発見、早期対応ということで、スクールロイヤー制度もありますけれど、すぐにスクールロイヤーということはおかしい話なので、トラブルになりそうだな、長引きそうだなと思えば利用していく。これについては学校の空気が非常に大きいと思っています。

学力の定着についてですが、主体的対話的で深い学びと言うけれど、先生方一人ひとりはこの学びをどう捉えているのかということです。その捉え方ひとつを考えながら、子ども達にまず勉強してみたいなと意欲を持たせて、どう勉強していくといいか等をコーディネートしていくのがファシリテーターだと思うのですが、自分達で追及して考えを述べ合いながら、そこにICTを積極的に活用していきたいと思っています。

少し環境がまだ整っていないという状況があるので、一斉に行ってもつながっているような環境が欲しいと思っています。学校としては、児童生徒一人ひとりが「僕(私)達の学校はこんな学校です。」と誇りをもって言えるような子ども達を育てたいですし、そのためには自分たちの意思というか、そこに魂という言葉も入りますが、自己決定をすることを大事にしたいと思っています。後は認めあうということです。ここは学校として譲れないし、特に今の時代には大事にしていけないといけないことだと思っています。右側には学校教育外と書きましたが、地域の方々にも参加をしていただいたり、地域に関わる学習でお世話をいただいたり、学校としても昨年は、私の耳に入ってこないだけかもしれないけれど、あまり大きなトラブルは聞いていないですね。

各学校からメールがどんどん入ってくるのです。保護者の方への情報発信とかを積極的にどの学校もやってくれているなあと思っています。そういうものが保護者とのつながりになっているのではないかなとも思っています。また、地域の方が学校の応援団になっていただけるといいなあと思っています。

サポート体制としましては、通常の授業においては学習支援スタッフや教育支援スタッフの方々が支援してくださって、私はこれが一次支援だと思っているのですが、それでもダメな場合は相談をして、例えばスマイルとか、これからはフリースクール

等も出てくるかもしれませんが、そこも見極めていかないといけないと思っています。

ただ、子どもサポートセンタースマイルは変わります。どのように変わるかということは、資料が間に合いませんでしたので、次回きちんとお話ししたいと思います。岐南・笠松のスマイルがありますが、その中に学習支援員を入れます。今までは結局居場所づくりという感じでした。その成果というか、その子にどんな力をつけていこうとしたのかがあまり明確ではなかったので、そこをはっきりさせて人間関係づくりをきちんと主とするサポートなのか、あるいは学習をメインとするサポートなのか、小学生の実態、中学生の実態、その子が一人でいる時間があつた方がいいのか、ない方がいいのか、いろいろなケースを考えながら、時間割をそれなりに設定していきます。そして、笠松、岐南それぞれの特徴を出して、郡内のどちらへ通っても良いと。それぞれの特徴を出すということで、施設的に広いのは笠松で、1、2階とも使えます。岐南は2階しか使えないので、そこをどうコーディネートしていくかなのですが、こういう案を清水さんが中心となって作っていただきました。これは楽しみでもあり、てこ入れできると思っていて、去年までスマイルに通ったから今年も通うということではなく、単年度でリセットしてしまう。少し抵抗があるかもしれないが、4月は学校へ通えるか通えないかのお試し期間というか、チャンスのようなものを子ども達にも与えながら、そういう形でスマイルを運営し、スマイルの役割としては子ども達のサポートと共に、先生方のサポート、そして保護者のサポートをしていきたいと考えています。今年は特にこのスマイルを強化のひとつとして、不登校を減らすという取り組みをしていきたいと思っています。

3頁目は学校教育の安定を目指してということで、前にもお話をさせていただきましたが、お金がかからない方法で啓発活動ができないかということで、文科省の資料を使って良いという許可を得ましたので、メールマガジンのような形で、読まれるかどうかはわからないけれど、読んだ人が「こんなこと書いてあつたよ」というような輪が少しでも広がれば良いなと思っています。家庭教育のベースというのを執行委員会の方にはきちんとお伝えして、PTA主催でやっていただこうと。ただ、教育委員会の方でバックアップをしていきたいと思っています。2番目については、家族丸ごとサポートが必要なご家庭もあるので、今、要対協も含めて、町と教育委員会と学校と連携しながら進めていることと、子どもの生徒指導上の問題とか、言動や遅刻・欠席とか、ヤングケアラーというところにもつながってくると思いますので、そういう目で子ども達を見ていく必要があると思いますし、できるだけ早期発見・早期対応ができたらと考えています。3番目の働き方改革については、県からこういう方針が出ていますので、粛々と進めていきますけれど、いちばん頭が痛いのは部活動です。羽田野委員さんがいらっしゃいますので、ご指導・ご助言をいただきながら、地域スポーツと関わらせながら進めていきたいと思っています。コーチの方は少しずつ増えています。予算化してあるので、何とかすべての部活に配置したいと思っています。

4頁目については、去年出させていただいたものです。少し文言は変わっていますが、学校の空気感は先生達で作るんだということで、爽やかな空気感なら学校生活や学校の教育活動はすべてうまくいくということを伝えていきます。職員が持ち合わせた意識と言動ということで一番下に書きましたが、特に子ども達の声を聞くとか、情報発信をするとかということも大事にしながら進めていきたいと思っています。



「点に向かって唾を吐く」と言い、昔からよく使っている言葉なのですが、

——— 個人情報に関する記述の為 略 ———

評判が良ければ、人はそこに行ってみようと思うもの。清々しい気持ちを抱いて対抗していただける空気感は職員が作るものであるということです。足りないところがたくさんあると思いますが、またよろしく願います。何かございましたら、ご意見を願います。

◎岩井委員 ぜひともスマイルのいい意味での改革を実現してほしいと思います。期待するところも大なので、今度時間があつたらぜひ行きたいなあと思います。

◎教育長 1週間のスケジュールがきちんとできているので。ただ、その通りに形にはめることが良いかわかりませんが、方針としては、はっきりしているということです。

◎岩井委員 岐南・笠松どちらでもいいというのは、二町ならではだと思えますし。

◎教育長 それぞれ特徴を出しながら進めていきます。羽島郡は不登校の児童生徒が若干多いということもありますので。

◎久納委員 笠松町には子ども館も新しくできて、そちらにも小学生の学校に行けない子達の居場所をという話も出ています。私はスマイルのことが気になっていたのですが、スマイルでプラスアルファの学習支援体制が整えば、差別化というか、それができるので良かったなあと思いました。

◎教育長 はい。他によろしいですか？

◎西委員 私はすごく初歩的な質問で申し訳ないのですが、スマイルというのが全然わからなくて。場所はどこですか。

◎教育長 岐南町で言うとかつろぎ苑かな？

◎総務課長 かつろぎ苑の2階の徳田町民センターの方なのですが。

◎教育長 なかなか学校に足が向かない児童生徒がいるので、そこへ来て勉強をしたり、支援員と関わり合いながら心のエネルギーをためてということでそういう場所として今まで行って、笠松にもあります。

◎岩井委員 どちらかと言うと、居場所という意味合いが強かったですよね？

◎西委員 不登校の子に声を掛けて、学校や地域がみんなでこういう場所があるよということを勧めるということですか？

◎教育長 地域の方はわかりませんが、そういう情報があれば、もし困っていればこういう場所もあるということで声を掛けていただければいいと思います。

◎西委員 それだけではなくて、少し学習支援が必要な子とかも、放課後とかに行けたりするんですか？

◎総務課長 それとは違いますね。

◎教育長 岐南町の社会福祉協議会がやっているマイルームのような感じではないです。

ただどちらかと言うと、今まで不登校傾向になったらスマイルにどうぞという、非常にクールな割り切りを感じていたもので、ちょっと違うのではないかと。もっとその子に対する接し方とか関わり合いとか、どういう実態なのかとか、そういうこともきちんとアセスメントしながら、この子にはもう少し頑張らせた方がいいということならスマイルはもう少し後にするとか、そこは専門的な見地からということで。我々では間違った指導をするかもしれないので、そこを清水さんとかにお願いしています。

◎岩井委員 まさに、個別の話ですよ。一人ひとりにプランが必要な世界ですから。

- ◎教育長 ですから、そこを整理しました。
- ◎岩井委員 かつて笠中でも荒れていた頃はそうでしたね。それでもやっぱり合う子と合わない子とがありましたから。違うところへ行っている子もいたし。
- ◎西委員 今、結構人数はいるんですか？
- ◎教育長 昨年度は岐南町の子が15人で、笠松町はもう少し少なかったです。
- ◎岩井委員 毎日行っているわけではないしね。
- ◎教育長 そうですね。記録は月に一度きますが、一日中いるということもなくて。ただ、家で引きこもっている子がもしいるならば、その子をどう外へ引き出すかというところは大きいですね。
- ◎岩井委員 最初の受け皿を作りましたということですよ。
- ◎久納委員 家の中にずっとはいけないうということですね。
- ◎教育長 そこをちょっと一歩踏み込んでということです。
- ◎西委員 そこにも来られない子がいるということですか？
- ◎教育長 やはりそういう子もいますね。なかなか難しいです。その子の状況というかその子に合った方法といえますか、もしかしたら医療関係のことが必要になってくるのかもしれないですね。
- ◎西委員 ありがとうございます。
- ◎教育長 はい。では、羽田野委員さん。
- ◎羽田野委員 今の話は、私も初めて聞きましたので。
- ◎教育長 町の方も社会福祉協議会の方にマイルームという部屋があって、不登校の子ではないですが、子ども食堂と兼ねて、放課後そこへ来て学習するという場所があります。
- ◎総務課長 回数は少ないですね。
- ◎教育長 隔週の水曜日にそういう取り組みをされています。
- ◎岩井委員 子ども食堂だとか、ものすごくいろいろな形態のものがあるじゃないですか。どこも一元的に見ていないと思います。掴んでいないというか。
- ◎教育長 そうですね。
- ◎岩井委員 民間も含めて、どういうサービスが町内にあるかというのも、福祉関係の部署にも言わなければいけないと思っているんだけど。
- ◎教育長 私は先日、社会福祉協議会のパネルディスカッションに出させていただきましたが、一人、岐南中の子が不登校になって、地域の方がマイルームを知っていらっしやっただけで、その子に声を掛けていただいて、その子がそこへ行ったらプレゼンテーション能力がすごくあったということで、それならこれを生かしていこうということにつながっていったという話を聞いたのですが、ちょっとしたそういうつなぎというか情報を知っているかどうかということも大事ですね。
- ◎岩井委員 不登校の子と同時に、親も含めて、そのあたりは知りたいところだと思うんです。そこが伝わっていないとか知られていないですよ？今はどんどん新しい形態のものや子ども食堂などが始まりましたと言っているけれど、そういうことはどこかで提示してあげないといけないという気がしますね。
- ◎教育長 そうですね。
- ◎岩井委員 選択肢が増えるということは非常にいいことなので。その選択肢があるかどうかということさえも、どこまで伝わっているのかなあとと思います。

◎教育長 きちんと、そのニーズというか、環境は用意してあってもそこへのつながりができていないとということで、大きな課題だと思います。福祉部局のエールにいた時にそれは非常に感じていました。ありがとうございます。そんな方向で進めていけたらと思います。ありがとうございました。

【他に意見無し】

○代決処分の報告

△日程第3 承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

△日程第4 承認第2号 羽島郡町立小、中学校の心臓検診医の委嘱について

◎教育長 ではまず初めに、報告ということで、石川課長お願いします。

◎総務課長 お願いします。それでは、承認第1号と第2号を一括で説明させていただきます。代決処分の報告でございます。4頁をご覧ください。

羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条「教育長は、教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」の規定により、代決処分したのでこれを報告させていただきます。

6頁、7頁をご覧ください。承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてでございます。羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3条第1項に、学校医等の委嘱は、羽島郡医師会長、羽島郡歯科医師会長及び羽島郡学校薬剤師会長の推薦に基づき、教育委員会が行うとあり、第4条第1項に、学年の初めから2年とするとあります。任期は、第4条第1項に、学年の初めから2年とする、とありますので、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

今年度より、北小学校内科医が河合先生から赤座先生へ変わりましたが、眼科医、歯科医、薬剤師とも、従前と同じ先生にお願いすることになっております。委嘱状につきましては、学校教育課より、各校医様にお渡し済みです。

続きまして8頁をご覧ください。

承認第2号 羽島郡町立小、中学校の心臓検診医の委嘱についてでございます。

児童・生徒の心臓疾患検査実施要綱の〔5〕実施に伴う事務及び準備などの（2）教育委員会 ①に委嘱決定は羽島郡医師会長の推薦を得て、心臓検診医を委嘱するとあり、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

今年度、医師会より推薦をいただきました3名の医師の方には、4月1日付で委嘱状を作成し、学校教育課より、お渡し済みです。ご報告させていただきます。

◎教育長 はい。では承認第1号、第2号につきましてはよろしかったですか？

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございました。

○議題

△日程第5 議案第11号 岐南町指定有形民俗文化財の指定について

◎教育長 それでは議題に入らせていただきます。まず議案第11号について堀内課長の方から説明をお願いします。

◎社会教育課長 よろしくお願ひいたします。まず議案第11号 岐南町指定有形民俗文化財の指定についてということで、ご説明いたします。9頁、10頁をご覧ください。

岐南町伏屋の地芝居衣装を岐南町文化財保護条例第17条「教育委員会は、町の区域内に所在する民俗文化財のうち町にとって重要なものを、所有者又は保存者の申請に基づき、又は同意を得て、岐南町指定有形民俗文化財又は岐南町指定無形民俗文化財に指定することができる。」の規定により、岐南町指定有形民俗文化財に指定することになりました。

初めに指定までの過程をご説明いたします。資料の11頁、12頁文化財保護審議会からの答申をご覧ください。令和4年2月14日岐南町伏屋獅子舞保存会会長伏屋 章氏より申請がありました。3月15日に岐南町文化財保護審議会で文化財の指定について審議し、岐南町指定有形民俗文化財として適当と認められ、その後教育委員会に答申がありました。指定される有形民俗文化財の概要をご説明いたします。本物件は、岐南町伏屋獅子舞保存会が所有する地芝居衣装14点となります。13頁からその14点の紹介がされています。四天2、千早1、羽織2、陣羽織1、着付1、伊達下がり2、打掛2、俎板帯2、役襦袢1です。それぞれがどのような時に使用されるのかにつきましては、17頁の下に説明がしてあります。これらの地芝居衣装14点が指定となります。

申請に先立ちまして、美濃歌舞伎博物館館長の小栗幸江氏の調査によりますと、この伏屋地区では、昭和中頃まで青年団やそこから組織された興行集団により、獅子芝居や地歌舞伎が盛んに行われ、これらの衣装が使われていたとあります。これらの衣装は、主に江戸後期から明治中期にかけて制作されたと見られております。金糸の刺繍が施された衣装は、かなり高度な技術で作られており、他所の地歌舞伎の衣装にも引けを取らないもので、その価値が高く、文化財への指定に値すると報告されております。また、これらの衣装は、令和3年夏に開催された「清流の国ぎふ地歌舞伎勢揃い公演」で、岐阜の地芝居衣装の代表として展示されており、その価値を認められております。以上のことから、これらの地芝居衣装は、町民の生活の推移をうかがい知ることができ、岐南町有形民俗文化財として指定する値打ちが十分に認められるものであると考え、本日付の羽島郡二町教育委員会告示第3号、指定番号 岐南指文第19号をもって、文化財の指定を告示したいと思います。以上、伏屋の地芝居衣装指定についてです。

◎教育長 はい。詳しい説明は、今課長の方からさせていただきました。実際に実物を見ていただくといいかなあと思うのですが、なかなか素晴らしい物であったということです。私も見させていただきましたが、そう思いました。これについてご意見、ご質問等ございますか？

◎久納委員 衣装そのものはもっとたくさんあるのですか？その中の14点ということですか？

◎社会教育課長 はい。伏屋の獅子舞会館の中にずっと保管されていたものがありまして、昨年の夏にそれを一度整理しようということになったそうです。その際に、美濃歌舞伎博物館館長の小栗幸江氏に来ていただき、いろいろ見ていただいた時に、他にもたくさんあったが、特にこの14点が文化財の価値があるということで選ばれて今回の指定にな

りました。

◎久納委員 その作業が大変そうですね。

◎岩井委員 小栗さんが見れば間違いないでしょう。あの方はすごい人なので。

◎社会教育課長 伏屋獅子芝居の方も年に一回、獅子舞会館で公演をしていますし、図書館でも伏屋の獅子舞展がありますので、そういう機会に、一気に14点の公開はできませんが、少しずつ町民にも公開していきたいと考えているようです。

◎岩井委員 そうですね。せっかくの文化財なので町民にも。何も歴史的なものがないと言うが、こんなにあるじゃないかと。

◎教育長 これもコロナのおかげと言いますか、そうでなければ整理がなかなかできなかったということです。ある意味、良い機会でした。

◎岩井委員 保存会の活動そのものが、後継者も含めて、そちらの方が気になります。

◎総務課長 今、後継者が複数います。

◎教育長 役場職員を含めて活動している状況です。今、ご提案させていただきましたけれど、お認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。

△日程第6 議案第12号 岐南町指定天然記念物「クロガネモチ」の指定解除について

◎教育長 では、続いて議案第12号をお願いします。

◎社会教育課長 では、岐南町指定天然記念物「クロガネモチ」の指定解除についてご説明いたします。資料の18頁19頁をご覧ください。昭和53年11月15日、岐南指文第10号で岐南町指定天然記念物に指定された岐南町若宮地 白山神社境内にあるクロガネモチを岐南町文化財保護条例21条「教育委員会は、指定史跡名勝天然記念物がある場合その価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。」の規定により、指定を解除することになりました。解除までの過程をご説明いたします。20頁21頁の文化財保護審議会からの答申をご覧ください。

令和3年8月4日岐南町文化財保護審議会において、クロガネモチの状態と今後専門家に相談する見通しであることをお伝えしました。そして、3月15日岐南町文化財保護審議会において、専門家グリーンドクターの樹木診断書を踏まえて審議し、指定解除が適当と認め、その後教育委員会に答申がありました。専門家の樹木診断書によりますと、本樹木クロガネモチの腐朽は著しく腐朽箇所は再生は不可能である。樹勢の回復は容易ではなく、今後さらに衰退すると思われるとの報告でした。以上のことをふまえると、岐南町天然記念物クロガネモチは先程の岐南町文化財保護条例第21条にある「その価値を失った場合解除することができる」の規定に当てはまるものと考えられ、本日付羽島郡二町教育委員会告示第4号で指定解除を告示したいと思います。以上です。よろしくをお願いします。

◎教育長 では本件に関して、ご質問等よろしかったでしょうか。

残念なことですが、安全面等を考えますと。

◎岩井委員 僕は10年以上やっているのですが、2回目ですね。樹木で指定されていたものが駄目になったのは。だから、他の樹木も大丈夫かなあと心配になります。勝手に切られたと

いう話も聞いたことがありますし。そういう意識がないと。

◎教育長 そうですか。それは大変なことですね。

◎久納委員 11月にいつも功労者表彰で出していただくお菓子がクロガネモチの時がありましたが、あれはこれに由来していたのですね。

◎教育長 なるほど。

◎久納委員 何だろうと思っていましたので。

◎教育長 私も見させてもらいましたが、すぐに倒れるような状況ではないけれど、ちょっと。

◎社会教育課長 根元の方から腐ってきていますね。

◎教育長 葉は出ている状態なんです。今回、文保審の答申を受けて指定解除とさせていただきます。よろしかったでしょうか。

### 【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。

◎社会教育課長 ありがとうございます。

△日程第7 議案第13号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

◎教育長 それでは続いて、令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について五藤課長より説明をお願いします。

◎学校教育課長 はい、令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてです。資料の方は23頁からになりますが、令和5年度小学校・中学校用教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「教科用図書採択地区の設定」に基づき、「令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置し、採択に係る協議をすることになっております。つきましては、羽島郡二町教育委員会において、「令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置する議決を、本日認めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎教育長 よろしかったでしょうか。

### 【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。進めてまいります。

◎学校教育課長 ありがとうございます。

△日程第8 議案第14号 令和4年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について

△日程第9 議案第15号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱について

△日程第10 議案第16号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱について

△日程第11 議案第17号 羽島郡地域学校協働活動推進員の委嘱について

◎教育長 それでは議案第14号から議案第17号まで、委嘱に関する4議案について、総務課長より説明をお願いします。

◎総務課長 それでは、26頁の方から説明させていただきます。

議案第14号 令和4年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱についてです。

「羽島郡二町中学校部活動外部指導者派遣事業」実施要項の4、外部指導者の選定及び任命(1)に、各中学校長が推薦する者で①教育職員免許法に規定する普通免許

状、特別免許状又は臨時免許状を有する者、②公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者、③中学校若しくは高等学校の部活動又は地域のスポーツ活動において指導した経験を有する者のいずれかに該当する者の中から教育委員会が任命するとあります。今年度より委嘱します方については、備考欄に「新規」と書かせていただきました。派遣期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。委嘱式は、講習会開催日に併せて4月8日に行いますのでご報告いたします。なお、()書きの指導員の方につきましては、会計年度任用職員として任用しておりますので、委嘱状は交付しません。

続きまして、28頁、29頁をご覧ください。議案第15号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱についてと議案第16号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱については、両議案を一括でご説明いたします。

羽島郡スポーツ推進委員設置に関する規則第3条に、スポーツ推進委員の地区の定数は、岐南地区12名、笠松地区12名とし、教育委員会が委嘱するとあります。また、第4条に、任期は2年とする。ただし再任を妨げないと規定されておりますので、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間で、今年度新たに委嘱する方は、笠松町のお二人のみとなっております。なお、スポーツ推進協議会第1回委員会は、4月11日に開催を予定しておりますのでご報告いたします。

続きまして、30頁をご覧ください。議案第17号 地域学校協働活動推進員の委嘱についてです。平成29年4月に「地域の人々が学校と連携・協力して子どもの成長を支えるとともに、学校に関わることを通して、地域コミュニティを創生する。」ための地域学校協働推進員が社会教育法第9条の7に位置付けられたことにより、郡内の中学校校区をひとまとまりとして、次世代の地域を担う児童生徒の育成に努めることを目的に、2名の地域協働活動推進員を委嘱しております。

規約の第7条には、推進員は羽島郡二町教育委員会教育長が、各町の事情に詳しい人物を選任し、委嘱するとあり、第8条第1項に、推進員の任期は1年とし再任を妨げないとあります。令和4年度は、昨年度に引き続き2名の方に推進員を委嘱するものです。

なお、委嘱式は4月13日を予定しておりますので、ご報告いたします。

詳細につきましては、協議題の(5)で社会教育課長の方からご説明させていただきます。以上です。

◎教育長 では、議案第14号から議案第17号まで一括説明させていただきましたが、よろしかったでしょうか。

#### 【異議なし】

◎教育長 では、議題の方は終わらせていただきます。続いて協議題に入ります。

#### △協議題

#### 日程第12

- (1) 令和4年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
- (2) 令和4年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

#### ◎教育長

(1)と(2)について、まず私から簡単にご説明させていただきます。

31頁になります。各学校の管理職でございますが、校長の異動はございません。今年度の学校管理職は4名の教頭のみ異動となりました。

町教委の転入転出に関わっては、—— 個人情報に関する記述の為 略 ——

3名が変更となります。

羽島郡在勤教職員の管理職の登用については、4名の教諭が変わりました。

—— 個人情報に関する記述の為 略 ——

続いて事務局の人事異動に関わって32頁になります。

—— 個人情報に関する記述の為 略 ——

以上のような異動になりましたのでご報告させていただきます。

◎教育長 ご質問等はよろしかったですか？

【特に質問なし】

◎教育長 ありがとうございます。

(3) 夏季休業日における「学校閉校日」について

(4) 令和4年度秋季休業日・冬季休業日について

◎教育長 では続いて、(3)と(4)は学校教育課長からお願いします。

◎学校教育課長 資料の33頁からを見ていただくと、一括してお話しできるかと思えます。

34頁にありますように、働き方改革の推進ということで1ヶ月45時間以内、1年間360時間を上限としながら進めていくということで、本年度の夏季休業日は8月4日から16日の間、土日、振替休日を除き8日間を学校閉校日とし、9日から15日は日直等も置かないということにしております。ただし、各学校には携帯電話を配備しておりますので、保護者の方がどうしても連絡を取りたい時は管理職が持っている携帯電話にかけていただくという周知をしております。

続きまして35頁をご覧ください。秋休み、冬休みについてですが、規則を一部変更した関係で、今年度の秋季休業日は10月11日(火)から10月14日(金)までの4日間です。前後に土日と祝日が入りますので、1週間ということになります。また、冬季休業日につきましては、12月27日から令和5年の1月6日までの11日間で、休みの日程の関係でつながってしまうため、今回が最長の冬休みとなります。どうぞよろしく願いいたします。

◎教育長 本年度の秋季休業日、冬季休業日、学校閉校日に関わって説明させていただきました。何か、ご質問等はよろしかったですか？

◎岩井委員 働き方改革で、休業日とかは昨年より長くなっていますか？一緒ですか？

◎学校教育課長 そうですね。長くしたいのですが、いろいろなメールが来たり、保護者の方に長く学校すべてを閉じると言うことは難しく、夏休み等は先生方に年休を積極的に取っていただくということをお願いしようと思っております。

◎教育長 はい、いろいろとご配慮いただきありがとうございます。

では、このような形で進めさせていただきますのでよろしく願いします。

(5) 令和4年度地域学校協働活動推進員について

◎教育長 続いて、令和4年度地域学校協働活動推進員について、堀内課長お願いします。

◎社会教育課長 はい。資料36頁をご覧ください。昨年度に引き続き、今年度も地域学校協働活動推進員を各町に配置し、地域と学校との橋渡し役を担います。岐南町は岩田親典氏、笠松町は栗本幹雄氏に引き続きお願いしました。週1回各学校へ2時間ずつ入る予定



です。昨年度は推進員の方に地域のボランティア活動の整理と啓発、地域の文化財や自然についての情報収集、地域講師の発掘などを行っていただきました。今年度も学校管理職や社会教育主事と連携し、地域と学校との関わりを一層コーディネートしていけるようお願いしていきたいと思っております。以上です。

◎教育長 はい。この件についてはよろしかったですか。  
また、さらに充実していくようお願いしていきます。

(6) 次回（令和4年第4回）教育委員会定例会の開催について

◎教育長 では続いて、次回（第4回）教育委員会定例会の開催について、総務課長、お願いします。

◎総務課長 41頁をご覧ください。次回、教育委員会定例会議につきましては、定例会以外に、岐南町・笠松町総合教育会議も併せて開催したいと考えております。  
つきましては、委員の皆様のご都合の悪い日を外して日程調整をさせていただきたいと思っております。現段階での候補日といたしまして、両町の町長さんにご出席いただきますため、スケジュールを確認した結果、5月24日（火）5月25日（水）5月27日（金）のいずれかの午前を考えております。また、時間については昨年同様、定例会議を8時45分から早めに開催させていただき、その後引き続き、場所を移して総合教育会議にご出席いただく予定です。お忙しいとは存じますが、その3日間のご都合はいかがでしょうか。

◎岩井委員 私は27日が駄目なんですけど、24日、25日だったら大丈夫です。

◎総務課長 そうですか。わかりました。他の皆様はいかがですか？ご予定が今のところ入っていないということでもよろしかったですか？どちらにいたしましょうか？

◎教育長 今日決めてしまった方がいいですね。

◎久納委員 できれば25日を外してもらえますか？

◎総務課長 そうですか。それでは24日（火）の午前ということで計画をさせていただきます。  
このご案内については町の担当部局の方から案内文を出させていただきますので、よろしく願いいたします。さっそく町長副町長の日程も押さえさせていただきます。ありがとうございました。

◎岩井委員 午前中に二つやってしまうということだね。

◎総務課長 はい、午後はそれぞれご予定がありますので。

◎教育長 自分の中でも、教育総合会議の持ち方について難しさというか、方向や意味が違うということをおもっています。できるだけその方向に向かうよう努めます。何か良いお知恵があればご助言いただけるとありがたいです。

(7) その他

○「羽島郡二町の教育」について

○教育委員研修会のお知らせ

◎教育長 では、最後にその他ということで、お願いします。

◎総務課長 はい、お手元にあります、印刷された紫色のしおりが今年度の羽島郡二町の教育ということでお渡しさせていただきます。また、教育委員研修会のお知らせが来ておりましたので、配布させていただきました。

この後は校長懇談会に入らせていただきますので、今日の会議のことでご質問がありましたら今お願いいたします。

教育委員研修会についてはチラシが届きましたのでお渡ししたのですが、参加できるのは全国でも少人数な形のようにです。ご希望があれば、ということでお知らせだけさせていただきました。

◎教育長 よろしかったでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 これを持ちまして、令和4年第3回定例会を閉じさせていただきます。  
ありがとうございました。

【午前11時16分 閉会】